

9月26日・パイロット裁判で証人尋問

9月26日、JAL不当解雇を求めるパイロット第4回控訴審が東京高裁 101号法廷で開かれました。突然の雨が降り出す中、裁判所前には、200名の支援者が結集し、「何としても原告を勝たせなければならない裁判である」と原告団を見送りました。



【写真】 いよいよ証人尋問。法廷に向かうパイロット原告団の皆さん

今 回の法廷は、裁判進行の中でもハイライトと言える証人尋問でした。控訴審ではなかなか証人尋問が行われないという状況においても、JAL原告団を支援する方々から今年の4月に証人採用を求める1万5千枚もの嘆願はがきが届けられることで、2人の証人が採用され、3人の証人が保留となりました。

と言えるものでした。お二人の証言は、いずれも理路整然と裁判長に視線を向けながらはっきりとした口調で尋問に答えていました。

証 言台には、パイロット裁判原告団団長の山口宏弥さんと、日本航空乗員組合副委員長長の三星宗弘さんが立ちました。9月12日に行われた客乗裁判と同様に会社側からの証人は申請されず、会社側の弁護団は裁判所頼みの姿勢

こ の口頭弁論で、裁判官の一人が人事異動となりました。4月に続き2回目の裁判官の人事異動です。弁護団としては、前回と対応を変えて、従前どおりの弁論更新を行いました。また、留保されていた3名の証人採否も言い渡される予定でしたが、弁護団から、「解雇された当事者の声をきちんと聴くべきであるという」主張に対して裁判長からは、「消極ではあるが早いうちに進行協議を設ける」ということが言い渡されました。

三星副委員長への主尋問

会社の嘘

三星副委員長は、「更生計画における模縮小に見合う人員体制」にまで人員削減が達成していた事実として、2010年12月31日の解雇時点において、計画における人員体制の目標数である2974名は、2864名であり既に達成していたにもかかわらず、これを会社は隠していたことを証言しました。結局、当時の社員、労働組合、さらに東京地方裁判所の裁判官までを騙していたことが明らかになりました。

解雇回避努力の拒否

会社が破たんした直後に8つの労働組合に対して説明をした、希望退職やワークシェアを行うという、いわば労使の約束である整理解雇回避努力を尽くさなかったことも証言しました。それは、整理解雇を回避するために乗員組合が、会社の意向を受け入れながら苦渋の選択として行ったワークシェアの提案を拒否した事実です。こうした当事者である乗員組合からの提案にも、会社は拒否する理由を検討していた事実も判明しました。

さらに、子会社であるJAIR社に、JAL本体を希望退職していたパイロットや定年退職したパイロットを優先的に雇用したにもかかわらず、当の解雇者に対しては、出向、転籍などの人事異動を用いた回避努力もなかったことが明らかになりました。

山口団長への主尋問

不当労働行為意思

山口団長は、「会社による不当労働行為の事実など」について、事業規模縮小に見合う人員体制になっながらも、それを隠して整理解雇を強行したのは不当労働行為の意思があったからと証言しました。会社が解雇回避措置を尽くさなかったことや、整理解雇の人选基準に年齢をいれ、年齢の高い者から解雇する仕組みには、組合をつぶし、物を言う活動家たちを新生JALから排除するという会社の強い不当労働行為の意思によるものだったのです。

このことは、会社が説明していた、職種別に削減する目標をたてて、機長は130名の削減という数字を説明しながら、その数字が達成されても仕事はずしと退職強要を続けたことから明白です。加えて、解雇時点では154名の機長が希望退職していたにも関わらず整理解雇を強行するに至ったことは、会社の企図した活動家を排除するためであったことはもはや疑いの余地はありません。

パイロット裁判 結審期日

12月26日午前

101号法廷



10月25日は

JAL不当解雇撤回

高裁勝利!

早期解決をめざす10.25大集会

文京シビックホール

18時開場